

糖尿病、高血圧症、脂質異常症で通院中の患者様へ

# 令和6年6月から「生活習慣病 管理料Ⅱ」を算定いたします

**令和6年6月1日に診療報酬が改定されます。**

今回の改定では、特定疾患療養管理料の対象疾患から糖尿病、高血圧症、脂質異常症が除外され、個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう厚生労働省より指示が出ております。

当院でも、糖尿病・高血圧症・脂質異常症のいずれかの疾患で通院中で特定疾患療養管理料を算定している患者さまにつきましては「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行させていただきます（糖尿病の治療で自己注射（インスリン）をされている方は除外されます）。

初回にあたり医師が生活習慣病の治療に関する療養計画書を作成し説明をいたしますのでご署名をお願いいたします。

特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料Ⅱへの移行にあたり、患者さまの自己負担額が上がりますので、ご理解ご了承くださいませようをお願いいたします。